

January

2015

税理士法人サム・ライズ 未来会計法人メイキット

事務所通信

あけましておめでとうございます。
今年から新たに事務所通信をスタートさせました。
新しい年の幕開け。気持ちも新たに1年間頑張りたいと思います。
本年もどうぞ宜しくお願い致します。
掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

2015年1月号

■27年1月からの贈与税改正
贈与税の仕組みと改正点について学び
ましょう

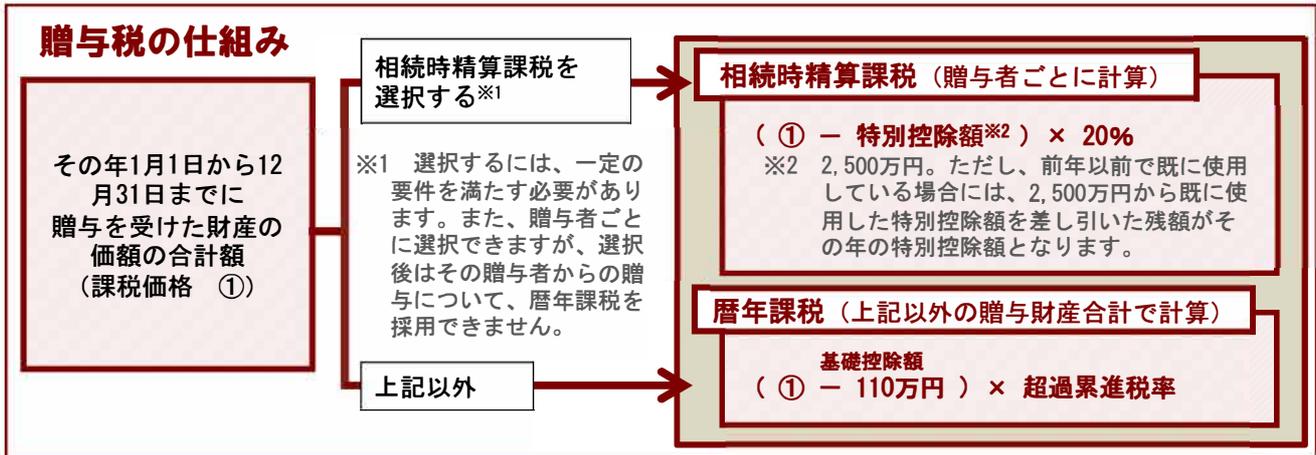
- 妊娠・出産を理由とした
不利益な取扱いの禁止
- 増加する若手社員の
定着対策に取り組む事業所
- インターネットを利用した
消費の実態

税理士法人サム・ライズ 未来会計法人メイキット

埼玉県川越市旭町1丁目1-21 ニュー旭ビルディング5F
TEL : 049-249-0222 / FAX : 049-249-0220

27年1月からの贈与税改正

平成27年1月1日以後の贈与から、贈与税の計算について大きく2つの改正があります。この改正について、再度確認しましょう。



■ 暦年課税の税率構造が変わる

暦年課税の場合に乗ずる超過累進税率について、最高税率を55%へと上げるとともに、特例税率が追加等されました(下表[贈与税率表]、次ページ[贈与税額早見表]参照)。

この場合における特例税率は、その年1月1日現在20歳以上の者が、その者の父母や祖父母などの直系尊属から贈与により取得した財産(特例贈与財産)について適用します。一方、特例税率の適用がない財産(一般贈与財産)は、一般税率を適用します。

[贈与税率表]

基礎控除額(110万円) 控除後の課税価格	改正前 税率	改正後	
		一般税率 (一般贈与財産)	特例税率 (特例贈与財産)
～ 200万円以下	10%	10%	10%
200万円超 ～ 300万円以下	15%	15%	15%
300万円超 ～ 400万円以下	20%	20%	15% ↓
400万円超 ～ 600万円以下	30%	30%	20% ↓
600万円超 ～ 1,000万円以下	40%	40%	30% ↓
1,000万円超 ～ 1,500万円以下	50%	45% ↓	40% ↓
1,500万円超 ～ 3,000万円以下		50%	45% ↓
3,000万円超 ～ 4,500万円以下		55% ↑	50%
4,500万円超 ～			55% ↑

■ 相続時精算課税の適用範囲が拡大

相続時精算課税の対象となる贈与者及び受贈者の範囲が、次のとおり広がります。

(1) 贈与者(贈与をする側)



(2) 受贈者(贈与を受ける側)



贈与税額早見表（平成27年1月～）

贈与額	贈与税額			
	一般贈与財産の場合		特例贈与財産※の場合	
	贈与税額 (万円未満四捨五入)	実効税率 (左記贈与税額÷贈与額)	贈与税額 (万円未満四捨五入)	実効税率 (左記贈与税額÷贈与額)
200万円	9万円	4.50%	9万円	4.50%
300万円	19万円	6.33%	19万円	6.33%
400万円	34万円	8.50%	34万円	8.50%
500万円	53万円	10.60%	49万円	9.80%
600万円	82万円	13.67%	68万円	11.33%
700万円	112万円	16.00%	88万円	12.57%
800万円	151万円	18.88%	117万円	14.63%
900万円	191万円	21.22%	147万円	16.33%
1,000万円	231万円	23.10%	177万円	17.70%
1,500万円	451万円	30.07%	366万円	24.40%
2,000万円	695万円	34.75%	586万円	29.30%
2,500万円	945万円	37.80%	811万円	32.44%
3,000万円	1,195万円	39.83%	1,036万円	34.53%
3,500万円	1,465万円	41.86%	1,280万円	36.57%
4,000万円	1,740万円	43.50%	1,530万円	38.25%
4,500万円	2,015万円	44.78%	1,780万円	39.56%
5,000万円	2,290万円	45.80%	2,050万円	41.00%
5,500万円	2,565万円	46.64%	2,325万円	42.27%
6,000万円	2,840万円	47.33%	2,600万円	43.33%
6,500万円	3,115万円	47.92%	2,875万円	44.23%
7,000万円	3,390万円	48.43%	3,150万円	45.00%
7,500万円	3,665万円	48.87%	3,425万円	45.67%
8,000万円	3,940万円	49.25%	3,700万円	46.25%
8,500万円	4,215万円	49.59%	3,975万円	46.76%
9,000万円	4,490万円	49.89%	4,250万円	47.22%
9,500万円	4,765万円	50.16%	4,525万円	47.63%
10,000万円	5,040万円	50.40%	4,800万円	48.00%
20,000万円	10,540万円	52.70%	10,300万円	51.50%
30,000万円	16,040万円	53.47%	15,800万円	52.67%
40,000万円	21,540万円	53.85%	21,300万円	53.25%
50,000万円	27,040万円	54.08%	26,800万円	53.60%

※ 贈与年1月1日現在20歳以上の者に対して、その者の直系尊属（父母、祖父母など）から贈与した財産を、『特例贈与財産』といたします。

妊娠・出産を理由とした 不利益な取扱いの禁止

妊娠を理由にした降格が、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下「均等法」という）に違反するかどうか争われた訴訟の判決が、平成26年10月23日に最高裁で言い渡されました。この判決の内容は、今後の企業の労務管理に大きな影響を与えることが確実ですので、今回はこの内容について取り上げておきましょう。

■ 今回の最高裁判決のポイント

今回の訴訟は、広島市内の病院に勤務し、勤続約10年で副主任となった女性が原告となっています。その女性は副主任に就いた後に妊娠が分かり、労働基準法第65条3項に基づく軽易な業務への転換を請求したところ、負担の少ない部署に異動となりました。その際副主任の地位を外され、復職後についても副主任に任命されませんでした。そのため、この取扱いが均等法第9条3項に違反する無効なものであると主張して、損害賠償を求めていました。

これに対し最高裁は、妊娠や出産を理由にした降格は、本人自身の自由な意思に基づく合意か、業務上の必要性について特段の事情がある場合以外は違法で無効とするという判断の枠組みを初めて示しました。その上で今回のケースは、降格について女性は渋々受け入れただけで明確な同意はなく、病院が取った措置について特段の事情があったかどうかの審理が尽くされていないとして、女性側敗訴とした二審判決を破棄し、審理を広島高裁に差し戻しています。最高裁が示した判決の骨子をまとめると、以下のようになります。

原則：妊娠や出産を理由にした降格は禁止
例外：

- ①自由意思に基づく承諾が認められる
→今回は、明確な承諾は認められない
- ②業務上の必要性に特段の事情がある
→今回は、不明のため審理を差し戻す

■ 妊娠・出産等を理由とした不利益な取扱いの禁止とは

では、均等法及び労働基準法が定める、妊娠・出産、産前産後休業の請求等を理由とした不利益な取扱いについて、確認しておきましょう。厚生労働省が定める指針では、以下の11の項目を不利益な取扱いとして挙げ、禁止しています。

- ①解雇すること
- ②期間を定めて雇用される者について、契約の更新をしないこと
- ③あらかじめ契約の更新回数の上限が明示されている場合に、その回数を引き下げる
- ④退職または正社員をパートタイム労働者等の非正規社員とするような労働契約内容の変更の強要を行うこと
- ⑤降格させること
- ⑥就業環境を害すること
- ⑦不利益な自宅待機を命ずること
- ⑧減給をし、または賞与等において不利益な算定を行うこと
- ⑨昇進・昇格の人事考課において不利益な評価を行うこと
- ⑩不利益な配置の変更を行うこと
- ⑪派遣労働者として就業する者について、派遣先が当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を拒むこと

今回の判決を受けて、企業としては上記の取扱いをしていないか確認し、妊娠・出産等にまつわるトラブルを未然に防止していきたいものです。

増加する若手社員の 定着対策に取り組む事業所

26年11月の厚生労働省の発表によると、新規学卒者の卒業後3年以内の離職率が大学は32.4%、高校は39.6%といずれも前年比で増加しました。採用した人材が早い時期にやめていくことは、企業にとっては大きな問題です。ここでは、事業所における若年正社員の定着対策や転職希望理由に関するデータを紹介します。

7割の事業所が対策を実施

26年9月に厚生労働省が発表した「平成25年若年者雇用実態調査の概況」(※)によると、若年正社員の定着のための対策を行っている事業所は、調査対象の70.5%に上っています。21年の同じ調査結果と比較可能な数字でみると、21年の63.2%が25年には71.4%と8.2ポイントも増加しています。若年正社員の定着に取り組む事業所が増えていることがわかります。

職場での意思疎通の向上を重視

前記調査から若年正社員の定着のために実施している対策をまとめると、下図の通りです。



最も実施割合が高い対策は、「職場での意思疎通の向上」でした。次いで「本人の能力・適性にあった配置」、「教育訓練の実施・援助」、「採用前の詳細な説明・情報提供」が50%以上の割合になりました。

転職希望理由をみると…

企業側が定着対策を講じる一方で、転職を考えている若年正社員がいることも事実です。前記調査によると、調査対象の若年正社員のうち現在の会社から転職をしようと思っている割合は25.7%であり、その理由の上位3つは以下の通りです。

- 賃金の条件がよい会社にかわりたい
- 労働時間・休日・休暇の条件がよい会社にかわりたい
- 自分の技能・能力を活かせる会社にかわりたい

賃金や労働時間、休日などの待遇面は不満になりやすく、一度条件を改善したとしても、その後、再び不満となりやすい性質があります。そのため企業としては、対応が難しい部分といえるでしょう。

待遇面での満足度を高め続けることは難しいため、企業は視点を変えて精神的な部分で従業員の満足度を高めることを検討してみてもいいかもしれません。ここで紹介した対策をはじめ、さまざまな施策を用いて、従業員のやる気を引き出し、満足度を高めることで、定着率も高まるかもしれません。

(※) 厚生労働省「平成25年若年者雇用実態調査の概況」
5人以上の常用労働者を雇用する事業所約17,000カ所と、そこで働く若年労働者(15~34歳の労働者)約24,000人を対象として、平成25年10月1日現在の状況について調査を実施したものです。有効回答率は事業所調査で61.9%、個人調査で65.9%でした。詳細は次のURLから確認できます。
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/4-21c-jyakunenkyou-h25.html>

インターネットを利用した消費の実態

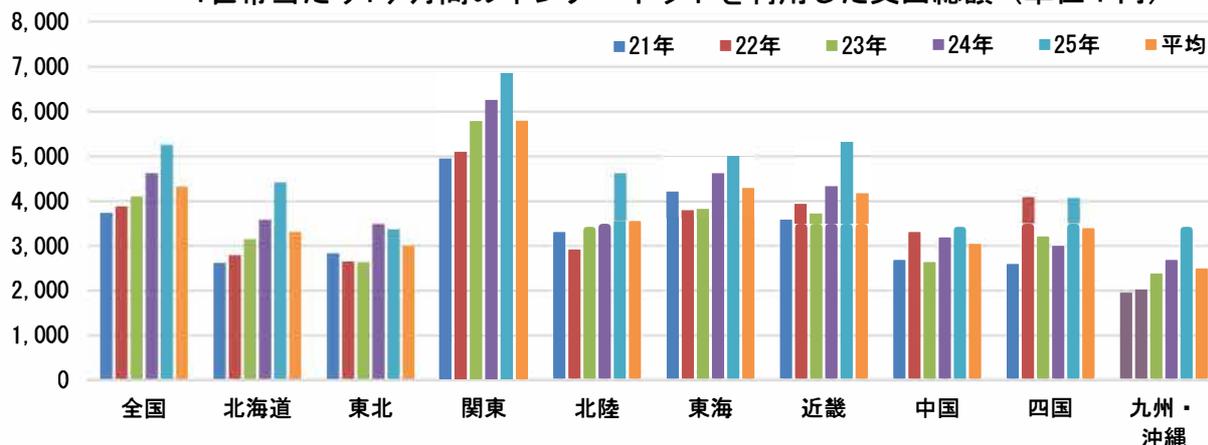
総務省の調査によると、平成25年末時点でインターネットの普及率は世帯で84.9%、個人で82.8%となっています。ここではインターネット利用に関するデータとして、26年7月に発表された調査（※）から、1世帯当たり1ヶ月間のインターネットを利用した支出総額をみていきます。

地域別はおおむね増加傾向に

直近5年間の全国1世帯当たり1ヶ月のインターネットを利用した支出総額（ネット上で商品・サービスの注文や予約をした場合の支出総額）をみると、増加傾向にあることがわかります。22年までは3,000円台だったものが増加を続け、25年には5,000円台を突破しました。年間にすると6万円超となります。

地域別にみると、関東が最も支出総額が高くなっています。5年間の平均は5,788円で、22年には5,000円を超え24年には6,000円台になりました。次いで東海と近畿が5年間の平均で4,000円を超えており、支出総額が高い地域になっています。一方、東北や九州・沖縄は5年間の平均が2,000円台と低くなっています。

1世帯当たり1ヶ月間のインターネットを利用した支出総額（単位：円）



都市の規模に比例する支出総額

次に都市の大きさ別に5年間の平均をみると、大都市が5,000円台、中都市が4,000円台など大きな都市ほど支出総額が高くなっていることがわかります。

インターネットを利用した商品やサービス

の購入は、実店舗の有無にかかわらず可能です。そのため、利用条件等に地域差は多くないと思われませんが、実際の支出総額で見ると、関東や近畿、東海といった大都市圏を含む地域が、また都市の規模別では大きな都市の方が高いという結果になりました。

1世帯当たり1ヶ月間のインターネットを利用した支出総額（単位：円）

都市	21年	22年	23年	24年	25年	平均
大都市	4,883	5,024	5,340	6,550	6,919	5,743
中都市	3,573	3,932	4,141	4,336	5,285	4,253
小都市A	3,302	3,434	3,458	3,849	4,182	3,645
小都市B・町村	2,853	2,553	2,924	3,105	3,429	2,973

総務省「家計消費状況調査年報」より作成
サム・ライズ

（※）総務省「家計消費状況調査年報」
全国を地方別都市階級別に層化し、合計3,000の調査地点（国勢調査調査区）を抽出。各調査地点から10世帯を選定して、合計約30,000世帯を対象とした調査です。地域区分の詳細は、以下の総務省のページでご確認ください。
<http://www.stat.go.jp/data/joukyou/yougo-s.htm>



サム・ライズmember紹介

1月

今年から新しく事務所通信を発行いたしました。税務の情報をお伝えすることは勿論ですが、事務所の様子や取組など様々なことを発信していきたいと思っております。今回創刊号ということで、スタッフが自己紹介と今年の抱負をあげております。是非お読みください！



代表社員 林 公士郎

経営には、登り坂 下り坂 まさか という坂もある(笑)
今年もどんな時でも経営者のお役に立てるように頑張ります!!
40代最後の年となるので、少しダイエットをします(笑)

昨年初めてフルマラソンに挑戦し、無事完走することができました。
記録は5時間16分と自慢できるほどのものではありませんが、目標通り歩かずすべて完走できたことに大満足でした。今年は練習を重ねて5時間を切りたいと思います!練習のコツなどご存知の方、ぜひご指導ください!!



税理士 林 亜由美



税理士 横山 昌宏

声の大きさだけが取り柄です。今はふじみ野在住ですが川越生まれ川越育ち。地元の消防団にも15年程在籍していました。自営業の方を中心に地域密着の仕事が出来ればと思っています。そして今年の目標は、子供とテニスの大会に出たいです!

主に月次監査の訪問と法人税・相続税を担当しております。特技は電卓とスマホの早打ちです。比較的早口かも!?しれません。今年も自分らしく突っ走っていきます。花嫁修業もしたいです(笑)します!!



石田 香



小笠原 恵美

総務を担当しています。2歳の娘にメロメロで毎日癒されております。。
今年の目標はまず、昨年あまり行けなかったゴルフを復活!!
そして、仕事・家事・子育てを出来る限りきちんとこなしたいです。
素敵な女性 母親になれるよう努力していきます。

データ入力を主に担当させて頂いております。家庭では2人の子供の子育てに奮闘しています。仕事・子育てに追われて1日が終わってしまっているの、時間を上手に使えるように工夫し、『時間にゆとりのある生活』をしたいとおもっております。



長田 優子



大野 美沙子

鶴ヶ島在住、2児の母です。日々、家庭と仕事の両立で奮闘中!!
癒しはペットの飼い猫8歳です。
今年の目標は早寝・早起き・朝ごはん!!!!
そして・・・毎日を大切に生きる!